## 個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	身上名簿
行政機関等の名称	笠松町
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	笠松町役場 住民福祉部 住民課
個人情報ファイルの利用目的	本籍人の身元に関する事項の記録及び管理のため
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4本籍、5前本籍、6筆頭者、7前筆頭者、8筆頭者との続柄、9住所、10閉鎖事由、11閉鎖日、12作成事由、13作成日、14言渡日、15確定日、16裁判所名、17裁判区分、18刑名、19刑期、20執行猶予期間、21取消区分、22取消確定日、23保護観察の区分、24保護観察の区分、25罪名、26勾留日数、27刑終了日、28罰金、29財産刑終了日、30少年の場合の年齢、31公民権停止区分、30公民権停止期間、31刑の消滅日、32刑の消滅事由、33適用条文、34備考、35破産及び成年後見人に係る作成日、37破産及び成年後見人に係る循知受理日、38破産及び成年後見人に係る確定日、39破産及び成年後見人に係る登記日、40破産及び成年後見人に係る宣告裁判所及び宣告裁判所支部、41破産及び成年後見人に係る事件番号
記録範囲	笠松町に戸籍を有するもの、笠松町に届書を提出したもの 及び届書の事件本人
記録情報の収集方法	通知による
要配慮個人情報が含まれるときは、そ の旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 笠松町役場 住民福祉部 住民課
	(所在地) 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号   (電算処理ファイル) (マニュアル処理ファイル)   政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地	_

作成された行政機関等匿名加工情報	
に関する提案をすることができる期	_
間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含	
まれているときはその旨	_
備考	